

(目的)

第1条 この要綱は、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、町内で新たに起業する者に対し、予算の範囲内において事業の経費の一部を補助金として交付する。その交付に関しては、瀬戸内町補助金交付等規則(昭和59年瀬戸内町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 起業 新たに会社等を設立し事業を開始することをいう。(飲食業は保健所の許可等)
- (2) 起業家 新たに事業(フランチャイズチェーンを除く。)を営もうとする者及び現に事業を営む者であつて、第二創業又は転業(以下「経営改革等」という。)を行おうとする者をいう。
- (3) 雇用者 起業家に雇用される常勤の雇用者のうち、事業の開始等に伴い新たに雇用される町内に住所を有する者で、雇用の日から継続して6か月以上雇用され、雇用保険に加入する者をいう。ただし、3親等内の者を除く。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 雇用者を1名以上雇用する者
- (2) 起業に際して法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は起業までに有する見込みがあること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が直接、事業又は営業に携わること。
- (4) 町税等を滞納していないこと。
- (5) 町内での店舗移転でないこと。
- (6) 仮設テント、仮設店舗による起業でないこと。
- (7) 単に親に代わって、子及び親族が経営者となる起業でないこと。
- (8) 法人において、社名又は代表者変更のみによる起業でないこと。
- (9) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する起業でないこと。
- (11) 代表者若しくは役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (12) 代表者若しくは役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つ者ではないこと。
- (13) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していないこと。
- (14) 起業又は経営改革等により周辺の生活環境が著しく悪化しないこと。
- (15) その他の補助金の交付を受けていないこと。
- (16) 起業後、瀬戸内町商工会に加盟し継続的に経営指導を受けること。
- (17) その他町長が適切でない判断する事業ではないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象となる経費は、起業する際に必要な経費として別表第1に定める経費とし、起業の日から起算して1年以内の投資に係る経費に限るものとする。ただし、新規雇用者への補助については、6箇月以上雇用につき1回限りとし、操業開始後3年度までに雇用された者を支給対象とする。

- 2 補助金の額は、別表第2に定める金額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 起業に係る新規雇用者が1名以上いる場合は、別表第2に定める限度額と合算して、1人当たり20万円を補助するものとする。ただし、補助できる最大人数は3名までとする。

(交付申請等)

第5条 申請者は、交付申請を行う前に瀬戸内町商工会経営指導員の指導を受けた上、瀬戸内町起業家支援補助金交付申請書(第1号様式)及び創業計画書(第2号様式)を別表第1に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認められるときは、瀬戸内町起業家支援補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、交付決定に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則に定める承認申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第6条 前条第2項の規定により決定通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告等)

第7条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに瀬戸内町起業家支援事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類等を添えて、30日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書と領収書の写し
- (2) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種の場合)
- (3) 不動産の取得が証明できるものの写し(不動産取得の場合)
- (4) 店舗等の写真(改修前と改修後)
- (5) その他町長が必要と認める書類等

2 町長は、前項の規定による報告について担当職員に実地調査を行わせることができる。

3 町長は、実績報告書の書類を審査及び調査し、適正であると認めるときは、規則に定める瀬戸内町起業家支援補助金確定通知書(第6号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助決定者は、前条の規定により通知を受けた後、瀬戸内町起業家支援補助金請求書(第7号様式)により、補助金の請求を行うものとする。

(決定の取消し)

第9条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 起業した年度を含む3年度間に許可なく補助決定事業の内容を変更し、又は廃止したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、この要綱及び規則に違反したとき。

2 前項の決定については、瀬戸内町起業家支援補助金決定取消通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、瀬戸内町起業家支援補助金返還通知書(第9号様式)を補助決定者に送付し、その返還を命ずるものとする。ただし、補助決定者本人の死亡又は事故、災害等の事由により町長の許可を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(令和5年12月21日告示第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年9月26日告示第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条・第5条関係)

補助対象経費	申請書添付書類
(1) 店舗、工場等の建設費、取得費及び改修費	(1) 町税納税証明書
(2) 店舗、駐車場等の賃借料 (最高6か月分)	(2) 空き店舗、空き家又は空き地の所有者による見積書の写し
(3) 広告宣伝費 (ホームページ作成費含む。)	(3) 店舗を改修又は建設する工事請負業者による見積書の写し
(4) 起業に必要な設備費等	(4) 広告宣伝費の見積書
(5) 雇用者への賃金	(5) 設備等見積書
(6) その他町長が認め起業に必要な経費	(6) 起業予定地の位置図
	(7) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
	(8) 宣誓書(第10号様式)
	(9) その他町長が必要と認める書類

別表第2(第4条関係)

補助金額	支給額
別表1の補助対象経費のうち(1)～(4)及び(6)の合計額の2分の1以内の額とする。	上限 50万円
雇用者補助(最大加算人数3名まで)	1人当たり 20万円
最大支給額	110万円

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

瀬戸内町長 殿

事業所所在地 瀬戸内町

事業所名

代表者名

瀬戸内町起業家支援補助金交付申請書

瀬戸内町起業家支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 補助年度 | 年度 |
| 2 補助事業名 | 瀬戸内町起業家支援事業 |
| 3 補助金申請額 | 金 円 |
| 4 補助事業の目的 | 起業による地域活性化と雇用創出, 定住促進 |
| 5 補助事業の内容及び経費の配分 | 別紙のとおり |
| 6 事業計画の概要 | 別紙創業計画書のとおり |

(別紙)

補助事業の内容及び経費の分配

1 事業内容

2 収支予算

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予 算	内 訳
自己資金		
借入金		
補助金		
合 計		

【支出の部】

科 目	予 算	内 訳
建設・取得・改修費		
賃貸料		
広告宣伝費		
設備費		
その他		
小 計 ①		
賃金		
合 計 (①+賃金)		

第2号様式(第5条関係)

創業計画書

1 申請者の概要

氏名 (法人は代表者)	男女	生年月日 年 月 日	年齢 歳	
住所	電話番号 () -			
法人名 (法人の場合)				
事業所 (予定地)	事業所名			
	事業所所在地			
経歴				
法律に基づく 資格等	名称	番号	取得年月日	
特許等	(具体的内容)			
事業協力者の 住所・氏名・	(住所)			
	(氏名)			
	(勤務先)	(役職)		
1 信用保証協会に対する求償債務者又は連帯保証人になって 2 現在、差押、仮差押、破産、再生、会社整理、競売等の法的 手続きを受けて 3 現在公租公課を滞納して 4 現在、銀行取引停止処分を受けて			いずれかに○	
			いる	いない

2 事業の概要

創業予定年月	年 月			
創業予定場所				
創業形態	個人・法人・NPO	資本金(法人のみ)	千円	
業 種				
コミュニティビジネスについて	ア. 該当する(下記から該当分野を選ぶ) イ. 該当しない ①高齢者障害者福祉 ⑥商店街活性化 ②子育て支援 ⑦特産品の加工・販売 ③子供の健全育成 ⑧まちづくり支援 ④文化・スポーツ振興 ⑨観光・交流 ⑤環境保全・リサイクル ⑩その他()			
従業員数(当初)	人 (内訳: 常用 人, 臨時 人, 家族・役員 人)			
許認可の状況	・必要なし ・取得済 ・申請中	名 称	番 号	取得年月日
事業計画				
生産(販売)計画	年間			
主要製品(商品名)				
主取引先(販売先) 又はターゲット				

3 資金計画

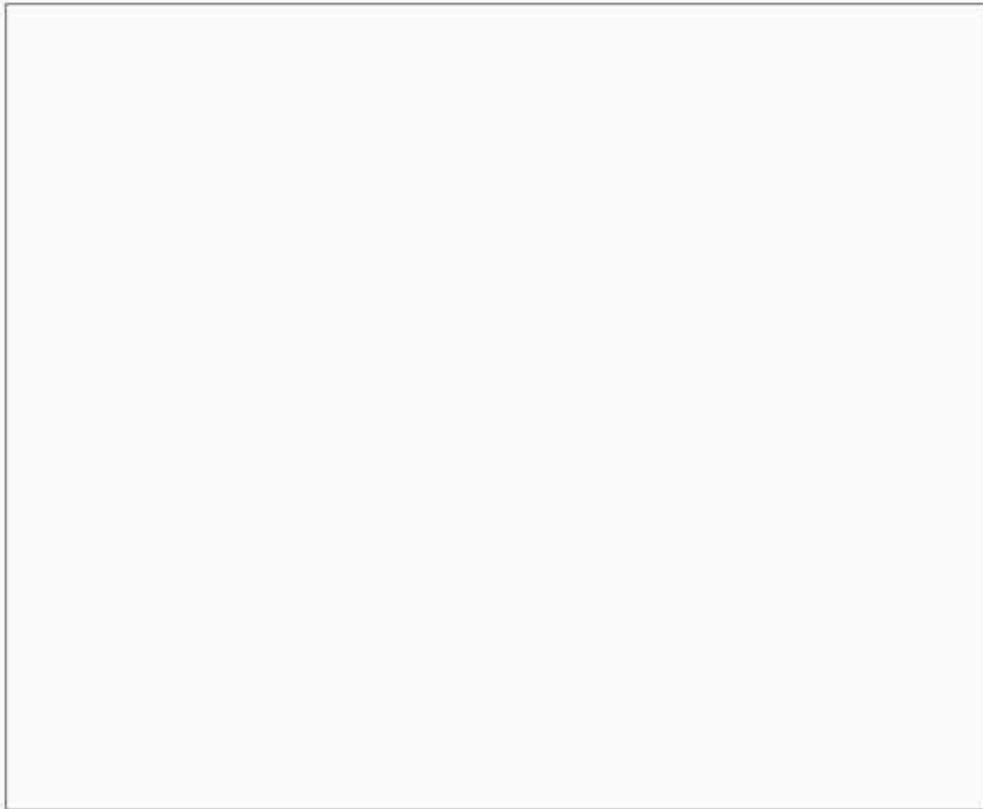
所 要 資 金		調 達 方 法	
内 訳	金額 (千円)	内 訳	金額 (千円)
設備資金		自己資金 瀬戸内町補助金 金融機関等借入金 その他	
運転資金			
合 計 A		合 計	

4 収支計画

内 訳		1 年 目	2 年 目	3 年 目
		千円	千円	千円
売上等				
	計 B			
経費等		千円	千円	千円
	計 C			
差	B-C			

5 瀬戸内町商工会経営指導員の意見

経営指導員氏名



(添付書類)

- 1 許認可書等の写し又は取得見込みを証する書類(許認可等を必要とする業種を創業する者に限る)
- 2 その他瀬戸内町商工会経営指導員が必要と認めて指示する書類

第3号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名

殿

瀬戸内町長

瀬戸内町起業家支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった瀬戸内町起業家支援補助金については、下記条件を付して交付することに決定したので通知する。

記

交付決定額	円
-------	---

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、町長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、完了後 30 日以内に補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、町長に報告すること。
- 8 以上のほか、瀬戸内町補助金交付事務取扱規則の定めに従うこと。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

瀬戸内町長 殿

住所(所在地)
(名称)

氏名(代表者氏名)

補助事業 (変更) 承認申請書
(中止)
(廃止)

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知あった
事業を下記のとおり (変更) したいので、承認されたく瀬戸内町起業家支援補助金交
(中止)
(廃止)
付要綱第5条第3項の規定により申請します。

記

1 (変更) の理由
(中止)
(廃止)

2 補助金申請額 変更前の額 円
変更後の額 円
差引 (追加) 申請額 円
(減額)

3 変更の内容 (別紙のとおり)

(注) 変更前及び変更後の事業の内容並びに経費の配分を比較対照できるよう補助
金交付申請書の様式により変更前 () 書で2段書すること。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

瀬戸内町長 殿

事業所所在地
事業所名
代表者名

瀬戸内町起業家支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった瀬戸内町起業家支援事業を下記のとおり実施したので、瀬戸内町起業家支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|------------|----------------------|
| 1. 補助年度 | 年度 |
| 2. 補助事業名 | 瀬戸内町起業家支援事業 |
| 3. 交付決定額 | 金 円 |
| 4. 補助事業の目的 | 起業による地域活性化と雇用創出、定住促進 |
| 5. 事業の主な内容 | |
| 6. 収支決算書 | 別紙1のとおり |

(別紙1)

収 支 決 算 書

収入の部

(単位：円)

科 目	決 算	内 訳
自己資金		
借入金		
補助金		
合 計		

支出の部

(単位：円)

科 目	決 算	内 訳
取得・改修費		
賃貸料・建設費		
広告宣伝費		
設備費		
その他		
小 計 (①)		
賃金		
合 計 (①+賃金)		

第6号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名 殿

瀬戸内町長

瀬戸内町起業家支援補助金確定通知書

年 月 日付け瀬戸内町起業家支援事業実績報告書の内容について審査の結果、下記金額を当該に対する補助金として確定する。

記

一金 円

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

瀬戸内町長 殿

事業所所在地

事業所名

代表者名

印

瀬戸内町起業家支援補助金請求書

瀬戸内町起業家支援補助金として、下記金額を交付されるよう請求します。

記

請求金額 _____ 円

振込先 金融機関名 _____

支店名 _____

口座の種類 普通預金 ・ 当座預金 ・ 決済用預金

口座番号 _____

口座名義人 _____

第8号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

事業所名

代表者名

殿

瀬戸内町長

瀬戸内町起業家支援補助金決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した瀬戸内町起業家
支援補助金の交付については、下記の理由により決定を取り消しますので、
瀬戸内町起業家支援補助金交付要綱 第9条の規定により通知します。

記

理 由	

第9号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名 殿

瀬戸内町長 印

瀬戸内町起業家支援補助金返還通知書

年 月 日付で申請のあった瀬戸内町起業家支援補助金の返還については、下記のとおり決定したので、瀬戸内町起業家支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助金返還額 円

2 返還期日 年 月 日

3 返還理由

宣 誓 書

年 月 日

住 所
事業所名
代表者名

私は、「瀬戸内町起業家支援補助金交付要綱」第 3 条に記載された次のことに該当しないことを誓います。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 38 年法律第 122 号）に基づく届出を要する起業
- 2 法人において、社名又は代表者変更のみによる起業
- 3 親に代わって、子及び親族が経営者となる起業
- 4 仮設テント、仮設店舗による起業
- 5 代表者若しくは役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者による起業
- 6 反社会的なグループまたは団体に所属している者による起業